

1. 議事日程第1号

(平成21年第10回大口町議会臨時会)

平成21年10月13日

午前10時00分開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第75号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部改正についてから議案第78号 財産の取得について(提案説明・質疑・討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	齊木 一三
11番	吉田 正輝	12番	木野 春徳
13番	倉知 敏美	14番	酒井 久和
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鉄	副 町 長	森 進
教 育 長	長屋 孝成	地域協働部長	大森 滋
健康福祉部長	村田 貞俊	建設部長 兼都市整備課長	近藤 定昭
総務部長 兼政策推進課長	近藤 則義	生涯教育部長	三輪 恒久

会計管理者 星野健一
行政課長 掛布賢治
学校教育課長 近藤孝文

町民安全課長 前田正徳
税務課長 河合俊英

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小島幹久

議会事務局長 佐藤幹広

開会及び開議の宣告

議長（齊木一三君） ただいまから平成21年第10回大口町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前10時00分）

会議録署名議員の指名

議長（齊木一三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、12番 木野春徳議員、13番 倉知敏美議員を指名いたします。

会期の決定

議長（齊木一三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

諸般の報告

議長（齊木一三君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の8月分について報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本臨時会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めていますので、報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第75号から議案第78号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（齊木一三君） 日程第4、議案第75号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部改正についてから、議案第78号 財産の取得についてを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきました議案の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第75号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部改正についてであります。町長の辞職に伴う、給料月額を減額する期間を変更するものであります。

次に、議案第76号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。消防法の一部を改正する法律の公布に伴い、改正するものであります。

次に、議案第77号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第5号）であります。歳入歳出それぞれ1億円を追加し、総額96億7,034万円とするものであります。

次に、議案第78号 財産の取得についてであります。小型動力ポンプ付積載車を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（齊木一三君） 総務部長、説明を願います。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 議長さんより御指名をいただきましたので、議案第75号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例。

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例（平成19年大口町条例第17号）の一部を次のように改正する。改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表により説明させていただきます。

2ページをお開きください。

今回の一部改正は、平成21年10月31日をもって町長の辞職に伴い、給料月額を減額する期間を、平成23年4月26日を平成21年10月31日に変更するものであります。

1ページへお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第75号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例

に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 続きまして、地域協働部長、説明願います。

地域協働部長（大森 滋君） それでは、議案第76号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、提案説明をさせていただきます。

救急搬送における消防機関と医療機関の連携を推進するための仕組みを確立し、救急搬送及び受け入れの円滑な実施を図るため消防法の一部が改正され、5月1日に公布をされました。これに伴いまして、大口町消防団員等公務災害補償条例の中で引用しております消防法の条を改めるものであります。具体的には、議案76号の2ページをごらんいただきたいと思います。

条例第2条中、下線部分につきまして、同法第35条の7第1項とあるものを同法第35条の10第1項に改めるものであります。同法とありますのは消防法のことです。消防法の規定が繰り下がったことにより条を改めるということですのでよろしく願いいたします。

議案の1ページにお戻りをいただきたいと思います。

附則におきまして、この条例の施行日を消防法の一部を改正する法律の施行日と同じく、平成21年10月30日とするものであります。

以上、大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして、議会の議決を賜りたく提案をするものであります。よろしく願いします。

議長（齊木一三君） 続きまして、総務部長、説明を願います。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） それでは、議案第77号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第5号）について、その内容の説明をさせていただきます。

事項別明細書6ページ、7ページをお願いします。

歳入、款1.町税、項1.町民税、目2.法人、補正額として1億円の増額であります。その内容は、3月期決算法人の上半期の業績が見込みを上回っており、今後、予定納税も見込まれることに伴い追加をお願いするものであります。

8ページ、9ページをお願いします。

歳出、款2.総務費、項4.選挙費、目3.町長選挙費、補正額として1,012万7,000円の計上であります。その内容は、町長の辞職に伴い町長選挙費を計上するものであります。

なお、9月28日から10月13日までの執行経費につきましては、早期に発注すべきもの等について、予備費から106万円ほどを充用し、対応いたしておりますので御理解を賜りたいと思います。

本日の議会臨時会に、補正予算として計上いたしましたのは、10月14日以降の執行経費を計上いたしました。内容につきましては、報酬71万3,000円、職員手当等376万円、賃金12万5,000円、旅費6,000円、需用費99万円、役務費220万2,000円でございます。

10ページ、11ページをお願いします。

ポスター掲示板作成取り付け・撤去等の委託料194万7,000円、使用料及び賃借料18万4,000円、備品購入費20万円であります。

続きまして、款10.教育費、項1.教育総務費、目3.学校施設整備事業基金費、補正額として2,500万円の追加であります。その内容は、今後、南小学校の整備が控えていることから、積み立てをするものであります。

項2.小学校費、目3.学校建設費、補正額として6,248万2,000円の増額であります。その内容は、南小学校用地購入費として、校庭の南側2,929平方メートルを6,180万2,000円で取得するものであります。

ほかに、収入印紙代、木津用水転用決済金、登録免許税であります。

12ページ、13ページをお願いします。

款14.項1.目1.予備費、補正額として239万1,000円の増額であります。その内容は、今回の補正予算、歳入1億円、歳出9,760万9,000円の差額239万1,000円を追加するものであります。

14ページには特別職に係る給与費明細書、15ページには一般職に係る給与費明細書を添付いたしましたので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第77号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 続きまして、地域協働部長、説明願います。

地域協働部長（大森 滋君） それでは、議案第78号 財産の取得について提案説明をさせていただきます。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の規定によりまして、平成22年10月から使用することができなくなります秋田、豊田、大屋敷、上小口の4消防分団の積載車の購入につきまして、購入に係る予定価格が2,000万円以上となったため、地方自治法第96条第1項第8号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、購入契約の締結に当たり、議会の御判断をいただくものであります。

以上、財産の取得につきまして議会の議決を賜りたく提案をするものであります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（齊木一三君） 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

ここで、議案精読のため10時30分まで休憩といたします。

（午前10時20分）

議長（齊木一三君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時30分）

議長（齊木一三君） これより議案に対する質疑を行います。

質疑は会議規則第54条の規定により、同一議員につき、同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭にお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議案第75号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正輝議員。

11番（吉田正輝君） この対策は、現酒井町長が選挙対策のためにとられた処置だと思いますが、これも10月で退職されるということで改定ということですが、来年からは職員の給与も大分下がるということになっております。そういうことにおいて、この件も3割とは言わんにしても、1割とか2割とかという減額というようなことでおさめたらどうかということで行っていただきたいと思いますがどうですか。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 今の御質問は、新しい町長さんになられた以後のお話かと思いますが、そういうことですね。これにつきましては、現在のこの今の議案に出させていただいております給料の3割カットにつきましては、現町長のマニフェストに基づいて執行されたというふうに理解しております。今後、先ほども言いましたように、来月1日に選挙がございまして、新しい首長さんが選出されるわけでございますが、その前にマニフェストも示されて、それぞれの方が立候補されていくかと思っております。それによるものが、どういうものを示されるかというのはまだわからんわけでございますが、これは私どもが担当としまして、御質問のあったようなものに対する明確な回答というのはいたしかねるというふうに判断いたします。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） これをもって議案第75号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第76号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、質疑に

入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第76号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第77号 平成21年度大口市一般会計補正予算(第5号)の質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 土田進議員。

8番(土田 進君) それでは、南小学校用地購入に関連して質問をします。

南小学校建てかえ用地購入について、土地の提供に同意をいただきました地主さんの御協力に感謝するものであります。

現在、同意をいただいた地主さんより周辺整備についての提案がされ、その実施の要望が出されているとお聞きしておりますが、その地主さんの提案は、取得する学校用地南側道路の北端にある水路は不要になるため、道路南端に水路を設け、ふたをする。そのことにより、現在舗装されている道路幅3.6メートルから舗装面が6メートルに拡幅できるというものであります。道路幅が6メートルになれば学校側に歩道を設置が可能になり、現地を見ても提案されている要望は妥当であると私は評価しております。

町は、この提案の受け入れを検討できるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

議長(齊木一三君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(三輪恒久君) 歩道の設置のお話だと思います。

今現在、要望書なるものは文書をもっては出ておりません。私が話をしている中でお聞きをしているところであります。ただ、南側に歩道設置をするのか、北側に歩道設置をするのか等につきましては、学校の通学路等の問題もありますので、そのあたりがはっきりと決まった時点で、どちら側に、仮に歩道設置をするということになれば、南側につけるのが一番いいのか、北側につけるのがいいのかということになります。今現在、私どもがこちらにつけますということは、通学路の問題もありまして、今ここでの答弁は差し控えさせていただきたいと思いません。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 土田進議員。

8番(土田 進君) 今、歩道の話になりましたが、水路、北側が今田んぼだから水路があるわけですけど、それを田んぼでなくなるわけですので、南側に移し、最近行われていますよう

に、道路の一番端に水路をつけると。あぜとか、のり面をなくすということですね。そうすると、道路が一番広く使えるということで御提案されていると思います。また、歩道を北側にとというのは、やはり南側ですと、農機具等の乗り入れ等に支障を来すということで、北の方がいいのではないかとこの提案だと思います。

学校周辺整備は、児童の安心・安全のためはもちろんですが、環境美化の面からも必要であり、ぜひ要望の受け入れを決断していただきたいなと思っておりますがいかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 用水のつけかえの件につきましては、原因者負担で当然私どもが実施をするということになるかと思っております。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 御協力をいただいた方からの要望でもあり、また周辺整備の一環として、ぜひ実施をしていただくよう、私としてもお願いをしたいなと思っております。

また、学校周辺全体の安全及び環境美化を重視した周辺整備もあわせて要望しておきたいと思っております。以上です。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 私は歳入の方で伺っておきましようかね。

6ページ、7ページのところに、法人町民税1億円の増額ということで、ただいまの御説明では、3月期決算法人の見込みが予測を上回っているという御説明があったというふうに思いますけれども、これは一体どういう業種の部分でそういうことになってきているのかということと、例年ですと、そういう予測等々が出てくるのは12月ぐらいにそういうお話が出てくるということはこれまでの通例で、それで3月の補正予算ぐらいにその増額分を上げてこようかというような予算であったかのように私は思っておるわけですが、今回のように10月という時点で増額が見込めるという予測が出たというのは、一体どのような経過があったのでしょうか、お教えてください。

議長（齊木一三君） 税務課長。

税務課長（河合俊英君） 法人町民税で御質問いただきました。

今回、見込みといたしましては、均等割額も含めまして9月末現在の現年度調定で既に4億6,000万円を超えております。そして、12月には3月期決算法人の予定申告が見込まれるということで今回予算計上したものでございます。

12月に収入を見込めますのは予定申告でございます。3月期決算で確定した前年度決算の2分の1を予定申告として見込めるということで、おおむねそうした見込みを立てております。実際には法人町民税は申告納付でございますので、修正申告、あるいは更正請求などそういった企業の動向によりまして左右されることもございますので、通常は余りそうした12月等での予算計上はいたしておりませんが、今回は当面の予算としまして1億円を計上したものでございます。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 今までですと、町の方もかなり慎重にこの予定納税等々についての扱いはしてきたのではないかなあというふうに思うんですね。今後の業績等も見きわめていかなかちゃいけないわけですけども、今後の業績は大方の新聞等々を見ていまして、不透明な部分があるのではないかと。また今の国の補正予算等々の見直し、そうしたものの影響もこれから出てくるのではないかと。また、どちらかという、自動車などのように大幅な減税等々があって、その分好調であった企業もあるわけですけども、今後そこら辺のところは息切れをしてくるのではないかと等々の見方も中にはあると思うんですね。これはあくまでも予定申告というか、予定納税ですね。前年度の申告の2分の1を10月31日までですか、11月でしたか、に納税しなさいよということで定められているものですね。これは、おくれれば当然、延滞金等々もかかってくるわけですけども、しかし申告はさらに最終的な決算年度の申告によっては、還付等々も行われる可能性も十分にある、そういう状況があると思うんです。だから、そういう意味では、今この10月に慌てて1億円の法人税の増収、これを予算計上するからには、それなりの根拠があると思うんですけども、そこら辺の根拠が今の説明を聞いていてもわからないんですよ。今までだと、非常に慎重に、大口町の場合はね。どの程度の見込みと聞いても、まだよくわかりませんというような答弁がこれまでも返ってきていたわけですけども、今回のように、このように早く増収の補正予算というのはなかったというふうに私は、よっぽどの好景気のときはあったかもしれませんが、こういう御時勢のときに1億円上げてくるからには、それなりの根拠があると思うんですけども、そこら辺の見通しはどうなんでしょうか。

議長(齊木一三君) 税務課長。

税務課長(河合俊英君) 先ほども御答弁させていただきましたが、11月の予定申告と申しますのは、通常は前年度決算期の2分の1というものが納付されます。ケースによっては、確かに21年の上半期の業績が前年度より落ちた場合に、確実に納めない場合は法人の方が決算を組みまして、中間決算として申告される場合もございます。実質的には、現在、前年度決算がか

なり落ち込んだ企業が多くございまして、さらなるそのような決算を組むまで減額となるようなこともあるかもしれませんが、そういったものも想定できないわけではございませんが、通常はルール通り3月期決算で確定納税されました分の半分、2分の1が12月に納付されるということでございます。ケースによっては確かにございしますが、それも見込みまして1億円は確保できるだろうという見込みでございます。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田正君) 通常この法人税についての質問をしますと、どういう答弁が返ってくるかということ、会社訪問等させていただいて、その雰囲気などをつかみながら補正予算を組みましたというような答弁が返ってくるわけですが、今2回ほど質問しましたけれども、そういった御答弁が返ってこないものですから、そういう企業等の雰囲気等は当然つかみに行ってみえるんですね。

議長(齊木一三君) 税務課長。

税務課長(河合俊英君) 企業の訪問につきましては、新年度予算に向けまして現在の業績等をお聞きし、次年度の当初予算に反映するというもので、そのために行っております。補正等につきましては、現在の状況が、今申しましたように中間決算を組まない限り通常予定納税は変更することはありません。ですから今年度業績が悪化している分につきましては、来年度の22年の3月に確定いたします。その時点で還付申告等が発生するかなということでございます。ですから企業訪問でお聞きしておりますのは、主に当初予算に向けまして、どのような対応をしていくのかということが主たる目的でございます。

議長(齊木一三君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) これをもって議案第77号の質疑を終了いたします。

続きまして議案第78号 財産の取得について、質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正輝議員。

11番(吉田正輝君) 初めに、この自動車のメーカーはどこですかということ。それから、僕はこの小型ポンプ車、ポンプ車を4台買うということには反対なんです。というのも、これだけ本当に必要なのか。全町で9台ですか、ありますけど、本当に9台必要なのか。僕も火事って言うと、本当にトップで現地に行くぐらいのことを今までもしていますけど、本当に消防車というのは、現地へ、丹羽消防が大体5分くらいで行っちゃうので、丹羽消防署には勝てない

だるうけど、集まってくるのは、本当に火事が終わって僕らがもう帰ろうと思うときに入ってくるのもありますし、そんな状態の消防車が必要かどうか。それと、現地へ行っても本当に何百メートルも離れたところに待機して、丹羽消防の邪魔にならんようなところで待機しているんですけど、そんなものにこれだけ高い金額を払って、本当に僕は無駄遣いだと思うんですけど、人員が必要だったらこれを乗用車にして、乗用車で人員を運ぶというようなことをしてもいいと思いますけど、行政の方はどう考えてみえますか、一度回答ください。

議長（齊木一三君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） ただいまの質問について、回答をしたいと思います。

今回、購入を予定しております車両につきましては、日産のアトラスということで、仕様書で指定しております。これにつきましては、オートマチックの運転免許者が今後ふえていくであろうという予測がございますので、トルコン車ですね、オートマチック車。マニュアル車じゃなくて、オートマチック車で1トン程度の積載のできる車両ということで、トヨタで探してみましたが、トヨタではディーゼルになってしまうということで、ガソリン車の日産のアトラスで指定したものであります。

それで、今回4台購入させていただくのは、先ほど地域協働部長が提案説明いたしました、NO_x法ということで法律の規制によりまして、この4台が法律にひっかかって来年の10月以降は走行できなくなるというようなことがありまして、現在この4台を、今年度にかえて対応をしていこうというものであります。

なぜ大口町の消防団が9台必要であるかということではありますが、大口町の地域割りといいますか、行政区といいますか、余野区の方が、余野・さつき・垣田と3区で余野分団を形成しております。その他の地区につきましては、各行政区当たり1分団ということで9分団組織されているわけでありまして。

この9分団が各行政区と連携をとりがてら、災害の場合、あるいはふだんにおきまして各行政区から、お祭りだ、盆踊りだ、警備に当たってくれないか、あるいは夜警をとというような依頼もございまして。

また9台ありますと、消防団として活動するときに、3台ずつに分かれまして各地域を回らせていただくわけでありまして。そういった地域との連携、それから分団としての組織のしやすさ、そういったものから、9分団9台ということで今後も続けてまいりたいと思っております。

それから、団員が現場へ急行する、集合するにつきまして、遅い団員もあるという御指摘がありますが、団員の集合につきましては、消防署のサイレン、あるいは消防団員にはメール等で私どもから火災等につきまして、あるいは行方不明者につきまして情報を発信することができます。それによりまして、例えば火災の場合ですと、分団の車庫に車両があるわけですが、

通常はその車庫に集合しまして、1台の車両で6名が乗れるということで、団員がある程度の人数になりましたら車両に乗り合わせて現場へ急行するという態勢をとっております。車両が少なくなりますと、団員が乗り合わせもあるかと思いますが、各自の車を現場に急行しますと、一般車両のほかに消防団員の車両も加わるわけですから、現場が余計混雑するというようなこともあって、団員の現場への急行が若干遅くなることもあります。そのような状況でございます。よろしくをお願いします。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正輝議員。

11番(吉田正輝君) いろいろ言われましたけども、今の最後のものですね、消防車でも6人乗れるかもしれんけど、そんな5人6人乗ったような消防車は見たことないんですよ。1人が2人ですよ。ようあって2人ですよ。後で駆けつけるどころはわかりませんが、消防車庫に集まって5人とか6人集まって出ていくんだったらわかりますけど、とにかく近所の、余野なんかで言うと、ほとんど行政の職員が走って行くんですけど、そんな程度。それがおらなかつたら、本当にいつになるかわからんような状態でやってますけど、それをなしにせいというあれじゃないんです。安い乗用車にして、赤塗りの消防車にしておけばいいんですから。そういうことで、消防車のないところは現地へ行くというようなやり方もあると思うんですけど、その辺どういうふうに考えてみえるか。それとメーカーですね。日産自動車にしかないで、オートマチックじゃなければいかんとか、そういうことを言ってみえるというのはおかしい。大口町というのは、トヨタ系で恐らくこの町は潤ってると思うんですよ。そういうことをもう一つ頭に入れてやらんと、恩をあだで返すようなことをやってはトヨタ系に失礼ですよ、本当に。

今回はこれで予算がとってあるではないかもしれませんが、あと5台のときは必ずそういうことをひとつ念頭に入れて、もうこんな高いものを買わんと、学校区で3台あれば結構ですよ。あとの車は乗用車で行くというようなことを、一遍ぜひ考えてほしいと思いますがどうですか。

議長(齊木一三君) 地域協働部長。

地域協働部長(大森 滋君) 消防団につきましては、今の活動の中では、やはり残火処理とか、これは過去にありましたが、大規模な倉庫の火災、あるいはこれも過去にありましたが、同時に2カ所で火災が起きるというようなときに、やはりその一部を担う重要な役割を持っております。その場合に、やはりポンプが必要になるということであります。もう一つは、消防署の大きな車に入れないところを、大口町の消防団の可搬式のポンプで入って行って、川などに部署して放水をするというような、そういった消防署と消防団の連携という部分も考えて、こういう対応をとっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。今、吉田さんが言わ

れたような、1カ所の火災であればそういったことも言えますけれども、災害対策というのは大規模な災害、あるいは大規模な火災といったものを想定して対応していくということであれば、今の消防団の装備というものにつきましては、決して不必要なものではないというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正輝議員。

11番(吉田正輝君) いや、それはおかしい。それは想定はどんなことでもできますけど、同時に2カ所あるなんて今まで僕ら10年議員やらせてもらっていますけど、ない。確かに余野でも大きな火事が二つありましたけど、そのときには確かに隣接の、どういうんですか、うつらないようにということで、辛うじて出しておったようなこともあるんですけど、そのほかではそんな例はないんじゃないですか。残務処理はもちろんありますよ。残務処理は、丹羽消防署が帰ってから各地区の消防団が朝まで警戒に当たるということもわかりますけど、それだって学区であれば別にあれを借りてくればいいですから。共同ですから、当然使えますから。そういうことも考えて、行けると思うんですが。

それと、お祭りとかそういうときに使うというんですけど、別に消防車でなくともいいですからね。赤塗りのそういう車が出ておればいいんですから。その辺、ちょっと勘違いされておるんじゃないですか。

議長(齊木一三君) 地域協働部長。

地域協働部長(大森 滋君) 同時火災は、何年かは私もちょっと記憶にないんですが、愛知紙業と秋田の宗雲で同時に火災が起きたときに、秋田の宗雲についての火災について消防団が対応したという経過があります。

さらには、大規模火災につきましては、西武運輸の火災のときですね、これにつきましては消防団で矢戸川から水を取りまして消火に当たりました。これは午前3時からおおむね午後6時ごろまで対応したというふうに記憶しております。こういった火災等があり得るということ、あるいは災害があり得るということを前提にしますと、やはり今の消防団の装備、こういったものが必要になるというふうに考えております。

11番(吉田正輝君) ちょっとだけ言わせて、少しだけ。丹羽消防が1台だと思っておったら大間違いですよ。

議長(齊木一三君) 会議規則54条の規定によりまして、発言は一応3回までとなっておりますので御遠慮ください。

11番(吉田正輝君) いや、議長がオーケーならいいんですよ。

議長(齊木一三君) いえ、3回までとなっておりますので。

他にございませんか。

(挙手する者あり)

議長 (齊木一三君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) 吉田さんに続いて、また吉田さんということであれなんですが。

私はちょっと違う見方で聞きたいなと思ったのは、先ほどの御説明では、平成22年、要するに来年度からNO_x・PM法というんですか、通称ね。窒素酸化物、それから微粒子、こういうものを規制する法律があるんですけども、それに伴って乗れなくなってしまうんだという御説明がありました。

大口町の町バスもね、そのNO_x・PM法によって乗れなくなってしまうから買いかえるかどうかという議論が、たしか平成19年か何かぐらいのときに多分あったと私は記憶しておりますね。たしか購入してから9年目ぐらいですからね。平成10年に買って平成19年ぐらいにそういう問題が出てきたと思うんですね。このときにはどういう対応をしたかといったら、後づけ装置ですね、それをつけて対応するというようなことであつたというふうに思います。

ただし、この後づけ装置というのは、すべてのディーゼル車に装着できるのかということ、どうもそうじゃないんですね。その車種ごとによって、環境省なのか運輸省なのかわかりませんが、そういうところでテストをして、それで適合したものじゃないとだめなんですね。だから後づけ装置があるからといって、すべての車種につくかかっていると、実は日産だとか、トヨタだとか、ホンダだとか、いろんな業者があるわけですけども、すべての業者が、対応するような後づけ装置をつくっているわけじゃないんです。この後づけ装置をつくっている業者っていうのは、むしろそういうところの下請の中小業者や、また独自に自分ところの車をブランドとして出しているような業者、こういうところが物すごいお金をかけて運輸局なんかの検査なども取って後づけ装置っていうのがつくられているっていうのが実情なんです。だから、本当は大手がやらないかんですけれども、実際にはやられていないというのが実態としてあるのではないかなと。私はこの点がトヨタの車をなぜ買えないのかという大きな問題にもなっていくんじゃないかというふうに思うんです。そういう意味で、今現状ある4台の、秋田、豊田、大屋敷、上小口ですか、それぞれの消防の小型ポンプ積載車については、後づけ装置がないのか、あるのか、これはやっぱりはっきりさせていただく必要があるんじゃないかなというのと、今これ4台で2,226万円ですね、取得金額は。そうすると、これを1台当たりで割りかえすと556万5,000円ということで、普通の車と比べればかなりの高額な車になっちゃうなというふうに思うんですけども、これには多分艤装といって、その上に載せるものにかかなりの金額がかかってくる。当然トラックっていうのは、車体だけ買ってその上に載せるものは後から載せたりするもんですから、その後の艤装というものに非常にお金がかかるということは私も

承知はしているわけですが、例えば、もともとあるその小型ポンプ、これも新品にしていくのかですね。それから、もともについている例えばサイレンだとかそういうものについて載せかえていくのかどうか。また無線装置などもどうするのか。それ一つ一つ入札するにおいて、仕様書というものが多分あると思うんですが、そこで仕様書に沿って定められているというふうに思いますけれども、主なそういったポンプだとか、大きな艀装するものについて、例えば従来のもについているようなものを、そのまま引き続き載せかえるというようなことは行わないのか、行うのか、ぜひその点をお教えいただきたい。それから、今まで乗っていた秋田、豊田、大屋敷、上小口のこれらの4台の積載車ですが、それぞれ今までにいつ購入したのか聞いていませんけれども、いつ購入したもので、これまでにどのくらいの距離を走ったものなのか、その点についてもぜひお教えをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 幾つか御質問を受けました。一つ一つ回答したいと思います。

まずは、後づけ装置の有無でございますが、今回の積載車の購入に当たりましては、今のNO_x・PM法とそれから購入からの使用年数によりまして、町が基準としますおおむね15年程度ということにも合致しておりますので、老朽化から買い換えをしていこうというように決定したところであります。

それから、ポンプの有無といたしますが、今回はポンプをつけて車両と一緒に購入するものであります。この小型動力ポンプ付積載車は、ポンプと車両と一緒に購入しまして県の補助がいただけるということですので、ポンプを切り離して車両だけ購入することは補助の対象となりませんので、ポンプも一緒に購入させていただきます。

それから、艀装品についてですが、仕様書の中で定めておりますが、できるだけ使えるものは使っていくということも考慮しております。例えばはしごですね、これは従来のもを乗せかえ、それからホースブリッジといたしまして、ホースをまたぐものですが、それも乗せかえと、それからスタンドパイプ、金てこ、そういったものを乗せかえ、従来のもを使わせていただきます。それからホース背負い器、ホースを2本を入れたかごですが、団員が背負うもの、そういった背負い器も乗せかえということで、従来のもを使わせていただく予定としております。その他については新規で装備するということとしております。

それから購入につきましては、この4台は平成6年の10月に購入しております。それと走行距離であります、この15年間で5,000キロから6,000キロ走行しております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 今、私驚いたんですが、15年間で5,000キロから6,000キロの走行だというようなことなんですけれども、そうすると1年当たりになると400キロぐらいですか、大体よく見て。そうすると365日で、1日で割ると、大体1年間で1日に1キロ程度というような走行距離になるわけなんですけれども、やっぱり15年もたつと、この走行距離で傷むんですか。

議長（齊木一三君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 車両の走行距離だけではなくて、やはり回数が少ないということで、ドアのあけ閉め、それからペダル類、あるいは車両が大きいということで、運転中の損傷等もあります。そういったことで買いかえを考えたところであります。

それと、先ほど後づけ装置ということで質問ありましたが、積載車については触媒は対応できないということですので、よろしく申し上げます。以上です。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 走行距離については、多分初めて議会でも答弁いただいたというふうに思います。私も前、伺ったことあるんですけども、そのときには明確な御答弁がいただけなかったものですから、今聞いて初めて15年間で5,000キロから6,000キロの走行だという御答弁がいただけて非常に幸いであります。

それから、もう一つ答弁をいただいて、どういうことかちょっとわからない点があるんですけども、県の補助規定があって、ポンプも一緒に購入しないと補助金がもらえないということなんですけれども、例えばポンプはまだ使えるから今のポンプはそのまま使うということにした場合、補助金をもらった方が得なのか、それともポンプをそのまま従来のものを使った方が得なのか、どちらが得なのかということは多分試算をされたんだろうなあというふうに思うんですけども、ポンプも当然15年前に購入したものですから、どの程度損傷が来しているのか、私は現物を見ているわけではないものですから、よくわからないわけなんですけれども、しかしこの15年間の走行距離からすれば、そんなに傷むというほど傷んでいるような様子もないんじゃないかなということも思うんですが、まず、県の補助金をもらってポンプをつけて購入した方が得なのかということも聞きたいのと、それからどの程度そういったポンプ等も傷んでいるのかですね。最近新しいポンプだと、ひもで引っ張って回さんでも、セルか何かでやれるように今はもうなっていますよね、当然。それよりも何か最新のポンプになるのかどういふうなのか私はよくわからんわけなんですけれども、そういう説明もぜひ伺いをしておきたいなというふうに思いますがいかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） ポンプつきで補助金をいただくか、あるいはポンプを購入せずに車両だけ購入するかということは、当初予算の査定の段階でも検討しております。それで、金額的な面もそのときに検討して、ポンプつきで車両と同時に購入した方が、議員さんの言い方ですとお得というように判断して当初予算を上げたところであります。それから、ポンプの傷みにつきましては、補水といいますが、消火栓から水を補水するんであればきれいな水だと思うんですが、いつも必ずしもそういったきれいな水ばかりとは限らないわけで、防火水槽の中でも汚れたところもあるでしょうし、川から水を補水するときも、そういったようなことで、ポンプに砂、あるいは鉄粉等そういったものが混入してまいります。そういったところでポンプのエンジンをかけると、煙が出たり、あるいはかかりが悪くてプスプスといったりですね、緊急の場合に使い勝手が悪いというようなこともあり得るわけですから、ポンプもこの際、一緒に切りかえたいと考えております。

そのポンプにつきましては、今回車両と同時に4台更新するわけですが、町が管理してあるポンプがございます。車両についてのポンプのうちで、調子のいいものは町の管理するポンプに切りかえて廃棄の方へ出そうと考えております。

（発言する者あり）

町民安全課長（前田正徳君） 町が管理するポンプが古いもんですから、それを積載車についたポンプと入れかえもやっていきたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） これをもって議案第78号の質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第75号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第75号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第76号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第76号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第77号 平成21年度大口町一般会計補正予算(第5号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第77号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第78号 財産の取得について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第78号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長(齊木一三君) 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成21年第10回大口町議会臨時会を閉会といたします。

(午前11時18分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

大口町議会議長 齊 木 一 三

大口町議会議員 木 野 春 徳

大口町議会議員 倉 知 敏 美